

第2次うきは市環境基本計画

[2018年度～2027年度]

自然豊かなふるさとを未来へ



<絵>

(公財) 福岡県地区衛生連合会主催のふるさとの「川や海」絵画コンクール 2017 川の部で銅賞を受賞した

いえながまさや

家永雅也くん (千年小6年)

うきは市では、平成19年に「うきは市環境基本条例」を制定し、平成20年3月には「うきは市環境基本計画」(以下、「第1次計画」という)の策定を行い、平成20年度から平成29年度までの10年間、この第1次計画にもとづき、環境施策を推進してきました。

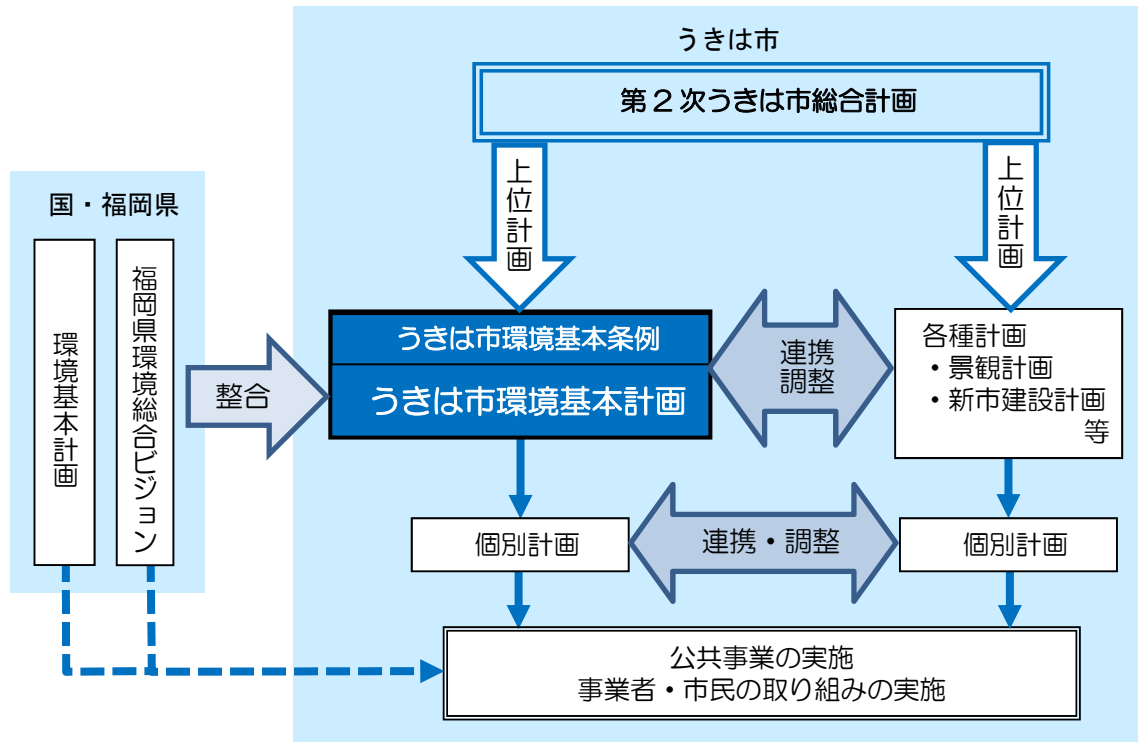
第1次計画策定から10年近く経過し、市の環境施策にかかわる状況は大きく変化しています。現在の市を取り巻く環境問題に対処するため、より効果的な環境施策の推進と、国や県の動向を反映した地域の環境保全の指針となるよう、新たな計画(以下、「本計画」という)を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、うきは市のまちづくりの指針である「第2次うきは市総合計画 基本構想（平成28年度～平成37（2025）年度）」「第2次うきは市総合計画 前期計画（平成28年度～平成32年度）」を環境の視点から実現していく役割を担います。

本市のまちづくり、各種施策の環境に関わる全ての事項については本計画の方向に沿って策定・推進されます。

■ うきは市環境基本計画の位置づけ



計画の期間

2018（平成30）年度～2027年度（10年間）

計画の主体

本計画の推進は、市、市民及び事業者が主体となって担い、それぞれの役割を果たすとともに、市、市民及び事業者の3者が連携・協力して進めていきます。

主体	主な役割
市	施設の整備等の事業や日常の業務をおこなうにあたり、環境配慮に努めることはもとより、市民及び事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。
市民	市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中で環境配慮を、できることから実践するとともに、環境活動に積極的に参加します。
事業者	事業活動において、法令に定められた事項を厳守するほか、ごみの減量化、再生資源の積極的な利用等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境活動に積極的に参加します。

施策の体系

本市の目指すべき環境像「自然豊かなふるさとを未来へ」の実現に向けて、市、市民及び事業者が一体となって施策を展開する必要があります。

環境像	基本目標	基本施策	取り組みの方向性
自然豊かなふるさとを未来へ	【1. 地球環境】 一人ひとりが地球にやさしいまち	1-1 地球温暖化対策の推進	○省エネルギー対策の推進 ○地球にやさしい交通の利用促進
		1-2 再生可能エネルギーの普及促進	○再生可能エネルギーの調査・普及促進
	【2. 循環型社会】 資源を大切に する循環のまち	2-1 循環型社会の構築	○ごみの減量・資源のリサイクルの推進 ○分別収集の徹底
		2-2 不法投棄・野焼き対策の推進	○不法投棄・ポイ捨て対策の推進 ○野焼き対策の推進
	【3. 生活環境】 安全安心な生活を守るまち	3-1 地下水の保全	○地下水源の保全 ○地下水質の保全 ○上水道等の整備
		3-2 河川の水質保全	○公共下水道等の整備 ○水洗化の促進 ○河川水質の管理 ○水質浄化活動の推進
		3-3 その他の生活環境の保全	○大気・悪臭対策の推進 ○騒音・振動対策の推進 ○化学物質対策の推進 ○ペット公害対策の推進
	【4. 快適環境】 魅力のある住みよいまち	4-1 魅力ある景観の保全	○歴史ある町並みの保存 ○景観の保全 ○歴史的環境資源の保存・活用 ○情報発信の充実
		4-2 住みよい環境の整備	○道路と公共交通の整備 ○公園・緑地の整備と維持管理 ○空き地・空き家対策の推進
	【5. 自然環境】 人と自然が共生するまち	5-1 生物多様性の保全	○生息・生育環境の保全 ○生物多様性についての情報発信 ○生物の保全活動の推進
		5-2 多様な環境の保全	○森林の保全 ○農地の保全 ○都市と農村とのふれあい創出
	【6. 参加と協働】 だれもが一緒に取り組むまち	6-1 環境教育・環境情報の充実	○学校での環境教育の充実 ○地域での環境教育の充実 ○環境情報の収集・整理 ○環境情報の公開と活用の推進
		6-2 環境活動への参加促進	○環境活動・環境イベントの推進 ○パートナーシップの構築

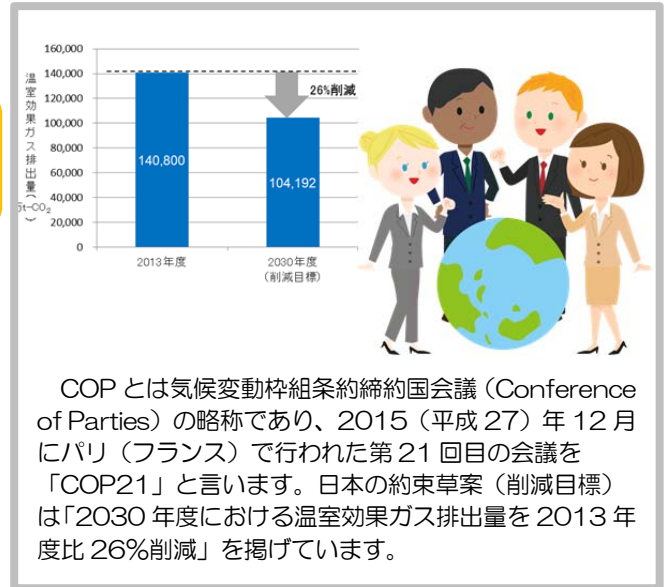
基本目標 【1. 地球環境】 一人ひとりが地球にやさしいまち

基本施策

1-1 地球温暖化対策の推進 1-2 再生可能エネルギーの普及促進

世界的な問題である地球温暖化問題は現在も進行中であり、異常気象をはじめ、本市の農林水産業や人の健康等にも影響を与えることが予想されます。この問題を解決するためには、市民一人ひとりが日常生活や事業活動を見直し、二酸化炭素排出量を減らす取り組みを確実に実践していく必要があります。

このようなことから、市・市民・事業者が一体となって地球温暖化対策、再生可能エネルギーの活用を推進し、「一人ひとりが地球にやさしいまち」を目指します。



市の取り組み

- 市有施設のうち特にエネルギー消費量大きな施設について、省エネ診断の実施、断熱塗装等、省エネルギー化の取り組みを行うほか、エネルギー使用量のモニタリングを行い、省エネ活動の効果を検証することにより、市自らの省エネルギー化に努めます。
- 国民運動「COOL CHOICE（クール・チョイス）」の普及啓発により、温室効果ガスの削減に努めます。
- 省エネ対策として、緑のカーテンの設置を推進します。など

市民・市民団体の取り組み

- エコファミリーに登録し、環境家計簿等を利用しましょう。
- 家庭でできる省エネ活動を実行しましょう。
- アイドリングストップ等のエコドライブを実行しましょう。
- 廃食用油の回収に協力しましょう。など

事業者の取り組み

- エコ事業所に登録し、省エネ活動を実行しましょう。
- アイドリングストップ等のエコドライブを実行しましょう。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。など

基本目標 【2. 循環型社会】 資源を大切に作る循環のまち

基本施策

2-1 循環型社会の構築 2-2 不法投棄・野焼き対策の推進

本市では可燃ごみを固形燃料（RDF）に加工し、不燃ごみは資源化する等、資源循環型社会への移行が進みつつあります。しかし、3R運動（リデュース：削減、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みは不十分であり、市民一人ひとりがごみの排出者であるという自覚を持って、日常生活や事業活動を見直し、ごみを減らす取り組みを確実に実践していく必要があります。



耳納クリーンステーション



RDF（ごみ固形燃料）

市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化及びリサイクルを促進するため、生ごみや容器包装プラスチック等一層の分別を図り、リサイクルの推進を図ります。 ●耳納クリーンステーション内にある再生工房を活用した学習会やフリーマーケットの開催等、ごみ減量啓発活動を推進します。 ●わかりやすいごみの出し方・分け方等について「うきは市ごみ分別辞典（仮称）」を作成し、市民へ周知を図ります。 ●不法投棄防止のため、引き続き警告看板の貸し出しを行うとともに、市民や事業者、警察署等と連携し、監視と予防に努めます。 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定している「ごみの野外焼却の禁止」についての指導や啓発を行います。 など

市民・市民団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみの水切りと分別を徹底し、ごみの減量化に努めましょう。 ●フリーマーケット等を使用し、不要品を有効に活用しましょう。 ●ごみは適正に出しましょう。 ●不法投棄の監視及び不法投棄防止対策に協力しましょう。 など

事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●簡易包装やマイバック運動に積極的に協力しましょう。 ●耳納クリーンステーションを見学し、適正処理と分別、リサイクルについて従業員へ意識啓発を行いましょう。 ●法令を遵守し、ごみの適正処理を図りましょう。 ●不法投棄の監視及び不法投棄防止対策に協力しましょう。 など



市内の不法投棄・野焼き現場

環境目標 【3. 生活環境】 安全安心な生活を守るまち

基本施策

- 3-1 地下水の保全
- 3-2 河川の水質保全
- 3-3 その他の生活環境の保全

安全安心な生活を営んでいくためには、大気、水、土壌等、私たちを取り巻く環境が良好であることが前提となります。事業活動や日常生活に伴う環境負荷により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等の様々な環境問題が引き起こされてきました。

本市の環境は概ね良好な状況にありますが、一度環境のバランスがくずれると、元通りになるには長い年月がかかります。引き続き環境負荷を低減させ、「安全安心な生活を守るまち」を目指します。



清水湧水

市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●安定的な水利用のため再造林を進め、水源かん養機能を有する森林の保全に努めます。 ●農業や化学肥料への依存度を減らし、環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業の奨励・支援に努めます。 ●河川の水質検査による監視を今後も継続します。 など

市民・市民団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染防止のために、ごみは適正に出しましょう。 ●環境にやさしい石けんの利用や廃食用油の行政回収等を利用しましょう。 ●悪臭発生の要因となる家庭でのごみの焼却や違法な野焼きをしないようにしましょう。 など

事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●関係各種法令や規制基準を遵守し、事業場からの排水を適正に処理しましょう。 ●関係各種法令や規制基準を遵守しましょう。 など

環境目標 【4. 快適環境】 魅力のある住みよいまち

基本施策

4-1 魅力ある景観の保全

4-2 住みよい環境の整備

本市は、耳納連山や筑後川、棚田等が広がる美しい景観に加えて、古墳や多くの遺跡があり、歴史的・文化的な景観が多数存在します。平成23年3月には景観計画を策定し、良好な景観まちづくりをはじめたところですが、引き続き、自然と歴史が調和した個性ある田園都市としての景観形成を進めます。

また、人口減に伴い増加する空き家対策に新規に取り組むとともに、ペットによるふん害等にも取り組み、「魅力のある住みよいまち」を目指します。



吉井の町並みの風景



浮羽のつづら棚田の風景

市の取り組み

- うきは市景観計画に基づき、良好な自然環境や歴史、文化等と調和した良好な景観形成を推進します。
- 地域に残る貴重な文化財を大切に保存し、将来にわたって継承します。
- 空き家を減らすため、引き続き、解体に対する助成を行います。また、空き家バンクや空き家リフォーム事業費補助金等の施策を実施します。 など

市民・市民団体の取り組み

- 地域の歴史・文化財に関心を持ち、伝統行事や文化活動の継承に協力しましょう。
- 自宅に緑のカーテンや生垣、花壇の設置を積極的に進めましょう。 など

事業者の取り組み

- 工事や事業の実施にあたっては、史跡や文化財の保存に配慮しましょう。
- 事業所への緑のカーテンや生垣、花壇の設置を積極的に進めましょう。 など

環境目標 【5. 自然環境】 人と自然が共生するまち

基本施策

5-1 生物多様性の保全

5-2 多様な環境の保全

本市は、筑後平野に広がる農地や山間部の棚田、森林等、多くの自然に恵まれ、さまざまな生き物が生育・生息しています。これらの豊かな自然資源は市の財産であり、将来の世代へ継承していかなければなりません。

また、農業を基幹産業とする本市では、有害鳥獣による農作物被害は深刻です。

このようなことから、市・事業者・市民が恵まれた自然環境と多様な生物と共生していくという意識を共有し「人と自然が共生するまち」を目指します。

生物多様性

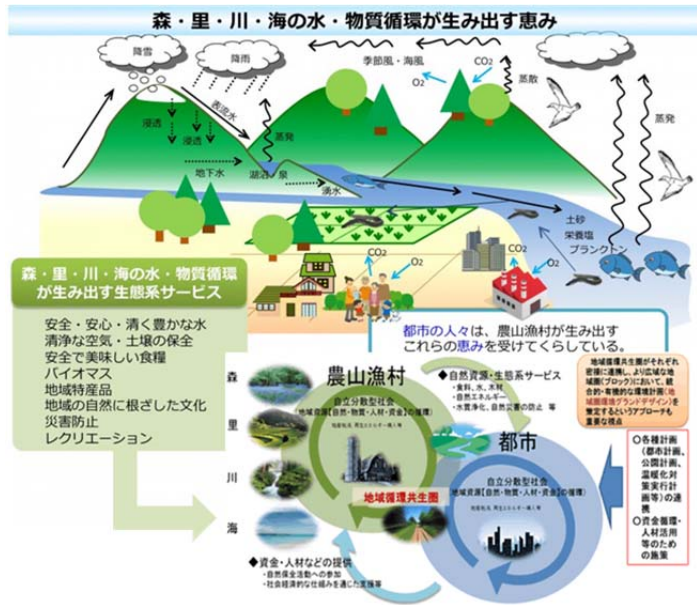


(参考：www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html 環境省HP)

市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●小塩地区において、ホテルの幼虫孵化・放流や館となるカワニナの放流、公園内の水場の整備等、ホテル復活の取り組み等を引き続き支援するとともに、市内全域で生物多様性に配慮した保全活動に努めます。 ●県や関係機関と連携し、自然観察会や農業体験等を通して、生物多様性の周知に努めます。 ●良好な林地を保全・活用するため、森林経営計画に基づき、適切な森林整備に努めます。 など

市民・市民団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●動植物の生息する場所は地域資源として大切にしましょう。 ●農林業体験イベントや環境学習講座等に積極的に参加しましょう。 ●地場農産物の購入に努め、地産地消に努めましょう。 など

事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●工事の際は施工方法や施工時期を検討し、生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。 ●事業所への緑のカーテンや生垣、花壇の設置を積極的に進めましょう。 など



環境目標 【6. 参加と協働】 だれもが一緒に取り組むまち

基本施策

- 6-1 環境教育・環境情報の充実
- 6-2 環境活動への参加促進

近年の複雑化・多様化が進んだ環境問題を解決するためには、市・事業者・市民の間で環境に関する知識や情報を共有し、それぞれが日常生活や事業活動のなかで環境保全につながる行動を実践することが求められます。そして、地域のまちづくりに主体的に参加し、環境課題に取り組むことが望まれます。

本市では、地域の身近な環境改善運動はおおむね実施されていますが、若い世代の参加者が少ないことから、学校や社会における環境教育・環境学習の充実を図り、市全体の環境保全の意識を醸成していきます。

また、市民の意見を広く取り入れるために行政への市民参画を推進する等、市・事業者・市民の協働によって「だれもが一緒に取り組むまち」を目指します。



再生工房のエコ教室（金継教室）



水辺の生き物教室

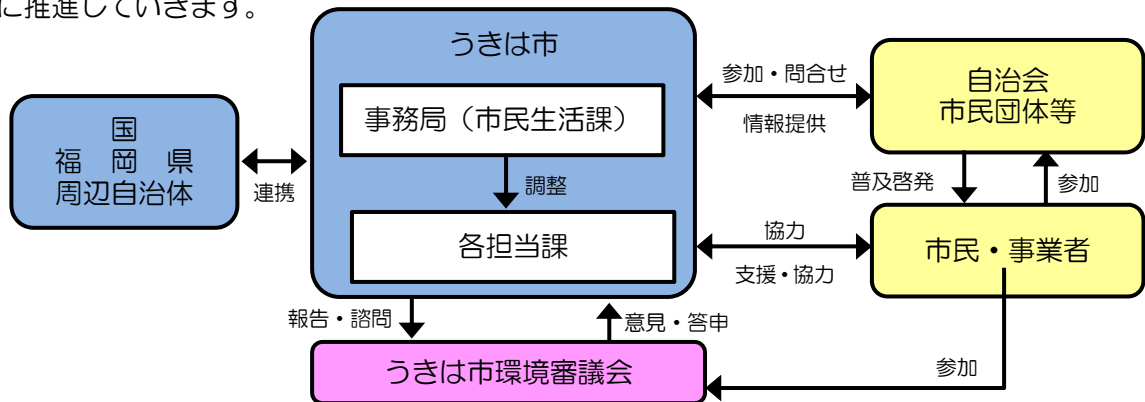
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●休耕田等を活用した農業体験や収穫体験等を通して、地産地消や地元農作物への理解促進を図ります。 ●環境関連施設（耳納クリーンステーション・下水処理場等）の見学体験型の環境教育を実施します。 ●環境に関するポスターや絵画コンクール作品の募集等を行います。 ●市民、事業者等が行う環境美化活動を支援します。 ●県や近隣市町村と連携し、環境活動の広域的な展開に努めます。 など

市民・市民団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●家族で体験型活動に参加しましょう。 ●環境に関する講演会やイベント等に積極的に参加しましょう。 ●環境保全に係る施策や環境活動の実施に協力しましょう。 など

事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●従業員に対して、環境に関する学習会・研修会を行いましょう。 ●環境保全に係る施策や環境活動の実施に協力しましょう。 など

計画の推進体制

本市の環境像の実現のために、下図に示したとおり、全庁的な推進体制を整備するとともに、市民や事業者の積極かつ自主的な環境配慮行動といった各主体の協働により、本計画を円滑かつ効率的に推進していきます。



1. うきは市環境審議会

市の諮問機関であり、本計画の推進及び見直しについて、専門的な立場から総合的に調査審議します。

2. 市の推進体制

本計画に係る事務局は市民生活課とし、うきは市環境審議会から出される意見・答申を受けて、本計画の見直し等をおこないます。本計画の見直し等にあたり、各担当課と調整をおこなうほか、本計画にもとづく環境施策について、各担当課と協調して推進にあたります。

3. 協働による取り組みの推進

市民、事業者、市民団体、自治会等、各主体の活動を積極的に支援・協力し、各主体と連携して本計画を推進します。

4. 広域的な連携

福岡県や周辺自治体等との連携を図ることに加え、必要に応じて国や県への要望を行います。

計画の進行管理

本計画で定められた取り組み事項については、以下のPDCAサイクルによる継続的な改善を図り、効果的な進行管理を行っていきます。

1. 施策・事業の策定 (Plan)

計画に基づく施策・事業の実施にあたり、進行管理指標を設定します。

2. 施策・事業への取り組み (Do)

それぞれの担当課が中心となってその推進に努めます。

3. 計画の進捗状況の点検・評価 (Check)

設定した指標を用いて、客観的に点検・評価を行います。点検は、うきは市環境審議会において行い、同審議会の意見を踏まえて、計画の進捗状況の評価をおこなうとともに、推進方策等について検討します。

4. 年次報告書の公表

計画に基づく施策の進捗状況に関する年次報告書を公表します。

5. 取り組みの見直し (Act)

点検結果を踏まえて、取り組みの見直しを行います。なお、必要に応じて、施策や指標、進行管理の仕組み等、計画の見直しを行います。

